

日医発第677号（保168）
平成23年10月24日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原中勝征

検査料の点数の取扱いについて

平成23年9月28日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において、新たな臨床検査（5件）を保険適用することが了承されましたが、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成23年10月1日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌12月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平23. 9. 30 保医発0930第5号 厚生労働省保険局医療課長通知）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会保険医療課）



保医発0930第5号
平成23年9月30日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成23年10月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1第2章第3部第1節第1款D012中(43)を(44)とし、(32)から(42)までを(33)から(43)までとし、(31)の次に次のように加える。
(32) I g A-H E抗体価(定性)
I g A-H E抗体価(定性)は、「23」の抗アニサキス I g G・A抗体価に準じて算定する。
- 別添1第2章第3部第1節第1款D014の(13)中「E L I S A法」を「E L I S A法又はC L E I A法」に改める。
- 別添1第2章第3部第1節第1款D023中(17)を(19)とし、(10)から(16)までを(12)から(18)とし、(9)中「核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出又はL C R法による核酸増幅とE I A法による検出を組み合わせた方法」を「核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、L C R法による核酸増幅とE I A法による検出を組み合わせた方法又はL A M P法」に改め、同(9)を同(11)とし、同(5)から同(17)までを同(7)から同(19)までとし、同(4)の次に次の

ように加える。

(5) レジオネラ核酸同定検査

レジオネラ核酸同定検査は、「4」の淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査に準じて算定する。

(6) マイコプラズマ核酸同定検査

マイコプラズマ核酸同定検査は、「4」の淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査に準じて算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D012 感染症免疫学的検査 (1)～(31) (略)</p> <p><u>(32) I g A - H E抗体価(定性)</u> <u>I g A - H E抗体価(定性)は、「23」の抗アニサキス I g G ・ A抗体価に準じて算定する。</u></p> <p><u>(33)～(44) (略)</u></p> <p>D014 自己抗体検査 (1)～(12) (略)</p> <p>(13) 「18」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)は、<u>ELISA法又はCLEIA法</u>により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。</p> <p>(14)～(20) (略)</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) レジオネラ核酸同定検査</u> <u>レジオネラ核酸同定検査は、「4」の淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査に準じて</u></p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D012 感染症免疫学的検査 (1)～(31) (略)</p> <p><u>(32)～(43) (略)</u></p> <p>D014 自己抗体検査 (1)～(12) (略)</p> <p>(13) 「18」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)は、<u>ELISA法</u>により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。</p> <p>(14)～(20) (略)</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(4) (略)</p>

算定する。

(6) マイコプラズマ核酸同定検査

マイコプラズマ核酸同定検査は、「4」の淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査に準じて算定する。

(7)～(10) (略)

(11) 「7」の結核菌群核酸同定検査は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出、LCR法による核酸増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法又はLAMP法による。

なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。

(12)～(19) (略)

(5)～(8) (略)

(9) 「7」の結核菌群核酸同定検査は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出又はLCR法による核酸増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法による。

なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。

(10)～(17) (略)

新たに保険適用が認められた検査

平成 23 年 9 月 30 日 保医発 0930 第 5 号 (平成 23 年 10 月 1 日適用)

1. 抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA) [商品名] ステイシア MEBL u Xテスト MPO-ANCA (株式会社 医学生物学研究所)		
区 分	E 2 (新方法)	
測定方法	CLEIA法	
主な測定目的	血清中のミエロペルオキシダーゼ抗好中球細胞質自己抗体の測定	
点 数	D 0 1 4 自己抗体検査 1 8 抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ 抗体 (MPO-ANCA)	2 9 0 点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章(特掲診療料)を以下のように改める。 ----- 第 3 部 検査 D 0 1 4 自己抗体検査 (1) ~ (12) (略) (13) 「18」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA) は、 <u>ELISA法又はCLEIA法</u> により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。 (14) ~ (20) (略)	

2. 結核菌群核酸同定検査 [商品名] Loopamp 結核菌群検出試薬キット (栄研化学株式会社)		
区 分	E 2 (新方法)	
測定方法	LAMP法	
主な測定目的	喀痰から抽出された結核菌群DNAの検出	
点 数	D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 7 結核菌群核酸同定検査	4 1 0 点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章(特掲診療料)を以下のように改める。 ----- 第 3 部 検査 D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1) ~ (10) (略) (11) 「7」の結核菌群核酸同定検査は、 <u>核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出、LCR法による核酸増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法又はLAMP法</u> による。 なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。 (12) ~ (19) (略)	

3. レジオネラ核酸同定検査 〔商品名〕 Loopampレジオネラ検出試薬キットC (栄研化学株式会社)		
区 分	E 3 (新項目)	
測定方法	LAMP法	
主な測定目的	喀痰から抽出されたレジオネラDNAの検出 (レジオネラ感染の診断補助)	
準用点数	D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 4 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸 増幅同定検査	300点
関連する 留意事項の 改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を以下のように改める。</p> <hr/> <p>第3部 検査 D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(4) (略) (5) <u>レジオネラ核酸同定検査</u> <u>レジオネラ核酸同定検査は、「4」の淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査に準じて算定する。</u> (6)～(19) (略)</p>	

4. マイコプラズマ核酸同定検査 〔商品名〕 LoopampマイコプラズマP検出試薬キット (栄研化学株式会社)		
区 分	E 3 (新項目)	
測定方法	LAMP法	
主な測定目的	咽頭拭い液(鼻咽頭拭い液を含む)又は喀痰から抽出された、マイコプラズマDNAの検出(マイコプラズマ感染の診断補助)	
準用点数	D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 4 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸 増幅同定検査	300点
関連する 留意事項の 改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を以下のように改める。</p> <hr/> <p>第3部 検査 第3部 検査 D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(5) (略) (6) <u>マイコプラズマ核酸同定検査</u> <u>マイコプラズマ核酸同定検査は、「4」の淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査に準じて算定する。</u> (7)～(19) (略)</p>	

5. I g A－HE抗体価（定性） 〔商品名〕 イムニス I g A a n t i－HEV E I A （特殊免疫研究所）	
区 分	E 3（新項目）
測定方法	E I A法
主な測定目的	血清中の I g Aクラス抗HEV抗体の検出 （E型肝炎ウイルス感染の診断の補助）
準用点数	D 0 1 2 感染症免疫学的検査 2 3 抗アニサキス I g G・A抗体価 2 1 0 点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）の別添 1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第 2 章（特掲診療料）を以下のように改める。 <hr/> 第 3 部 検査 D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1) ～ (31) (略) <u>(32) I g A－HE抗体価（定性）</u> <u>I g A－HE抗体価（定性）は、「23」の抗アニサキス I g G・A抗体</u> <u>価に準じて算定する。</u> <u>(33) ～ (44) (略)</u>

（日本医師会保険医療課）